

鳥取県市長会と徳島県市長会との 危機事象発生時相互応援協定書

鳥取県市長会・徳島県市長会

鳥取県市長会と徳島県市長会との危機事象発生時相互応援協定

この協定は、鳥取県及び徳島県(以下「両県」という。)の市長会を構成する各市において、地震や風水害等の自然災害はもとより、市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす又はもたらすおそれのある危機事象が発生した場合(以下「危機事象発生時」という。)に、応援を実施する市(以下「応援市」という。)による効果的な応援及び危機事象が発生した市(以下「危機事象発生市」という。)における円滑な受援が行われるよう、必要な事項について定める。

(応援内容)

第1条 応援の基本的な内容については、次のとおりとする。

- (1) 救護、応急復旧、重要な市役所業務の継続等に必要な職員の派遣
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(両県幹事市の設置及び連絡調整)

第2条 両県の市長会会長市をこの協定の幹事市とし、危機事象発生時における連絡調整は、次のとおりとする。

- (1) 危機事象発生市との連絡及び情報収集
- (2) 危機事象発生県市長会幹事市から応援県市長会幹事市への応援要請と情報提供
- (3) 応援県市長会構成市による応援市の調整と応援要請
- (4) 前各号に掲げるもののほか、危機事象発生市の応援に関し必要な事項

(応援要請の手続等)

第3条 応援を受けようとする危機事象発生市は、原則として、次の事項を明らかにして、その属する県市長会の幹事市を通じて電話等による要請を行い、後日速やかに応援市に対して文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援を要請する内容(職員の派遣については職種・人員及び業務内容、物資・資機材等の提供については物資等の品目・数量等)
 - (3) 応援場所及び応援場所への経路
 - (4) 応援を必要とする期間
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項
- 2 危機事象発生市は、応援市の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた危機事象発生市の負担とする。ただし、応援市との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

(他の協定との関係)

第5条 この協定は、両県の各市が別に締結する災害時及び危機事象発生時の相互応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項については、その都度、両県市長会構成市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両県市長会が署名押印するとともに、両県市長会構成市の同意書を添付のうえ、両県市長会が原本各1通を保有し、両県市長会構成市が写し各1通を保有する。

平成25年12月25日

鳥取県市長会 会長
(構成市)

鳥取市
米子市
倉吉市
境港市

徳島県市長会 会長
(構成市)

徳島市
鳴門市
小松島市
阿南市
吉野川市
美馬市
阿波市
三好市